

ブリーフィング・メモ

本欄は安全保障問題に関する読者の関心に応えると同時に、防衛研究所への理解を深めていただくために設けたものです。

御承知のように『ブリーフィング』とは、背景説明という意味を持ちますが、複雑な安全保障問題を見ていただく上で参考となれば幸いです。本欄における見解は防衛研究所を代表するものではありません。

再燃している日本の核武装をめぐる論議について

第1研究部主任研究官

小川伸一

過去、米国など海外では、日本の核武装の可能性が繰り返し議論されてきた。こうした日本核武装論が登場する度に、日本政府は、国民が広島、長崎の経験から核兵器を忌み嫌っていること、日本が核拡散防止条約（NPT）体制の忠実な履行国であるとともに強力な擁護国であること、あるいは、核エネルギーを徹底して平和（民生）利用に限定した原子力基本法や非核三原則を堅持していることなどを理由に挙げ、反論してきた。だが、こうした反論は、海外の日本核武装論者から見れば説得力があるとは言えなかった。第1に、日本政府が反論の根拠として援用した非核三原則の「いかがわしさ」があった。非核三原則は核兵器を日本国内に持ち込ませないことを謳っていたが、冷戦時代、日米安保条約の下で核兵器搭載可能な米国の艦船が佐世保や横須賀に停泊することは日常茶飯事であった。しかるに日本政府は、米国からの「事前協議」要請がないことを理由に、核兵器の持ち込みはあり得ないとの説明を繰り返したのである。第2の理由としては、日本政府の反論が必ずしも的を射た回答となっていなかったことも指摘しなければならない。なぜなら、海外の日本核武装論者は、今日の日本の非核政策を重々承知した上で、米国による核の傘の信頼性が極度に低下した状況での日本の姿勢、すなわち日本の非核政策の変更の可能性を論じていたのに対し、日本の反論は従来からの日本の非核政策を繰り返すことに終始し、議論がかみ合っていなかったからである。このように、日本側が海外の日本核武装論者に対する的を射た対応をしてこなかったのは、日本の核兵器開発が国内事情から見てあまりにも非現実的であったからであり、また、日米安保体制に基づく核の傘を半永久的なものとし続けてきたからである。

しかしながら、核廃絶が技術的にも、政治的にも極めて難しいことを考慮すれば、核兵器の方が日米安保体制よりも生き長らえる公算が高い。こうした事態に備え、核兵器や日米安保体制に対する政策策定の糧とすべく、日本の核武装を抑止論の視点から概述してみよう。

今日、北朝鮮の核開発疑惑の再燃を契機に、再び日本核武装論が目につくようになってきている。今日散見される日本の核武装論は、概ね二種類に分けることができる。1つは、北朝鮮が核兵器を保有・配備すれば、韓国や日本がドミノ式に核兵器開発に踏み切るという見方である。2つ目は、米国の対中政策のカードとしての日本核武装論である。これは米国の一部の元政府関係者やコラムニストが唱える議論であるが、その骨子は、日本の核武装を恐れるはずの中国が、北朝鮮の核兵器開発問題に真剣に取り組まないのであれば、米国は日本の核武装を是認し、支援するというものである。外交政策のカードとして他国に核武装をさせるといった発想の不遜さもさることながら、日本国民に植え付けた広島、長崎のトラウマに一顧だにせずに、米国内でこうした議論が交わされることには不快感を禁じ得ない。したがって、外交カードとしての日本核武装論は論外としても、第1の論点については、検討しておかねばならない。

北朝鮮の核武装が日本の核兵器開発を促すとする議論には、日本に向けられた米国の核の傘が北朝鮮に対して機能しない反面、日本が保有する独自の核兵器は北朝鮮に対し抑止機能を発揮するとの前提、あるいは、日本が米国の核の傘に信を置いていないとの前提がある。これらの前提は正しいのか。まず、米国の核の傘は北朝鮮に対して機能しないが、日本の核兵器は北朝鮮に対し抑止機能を発揮するとの見方は、具体的なシナリオとしてあり得ない。米国の核戦力が北朝鮮による対日核攻撃を抑止できないケースがあるとすれば、それは、北朝鮮による「最後の一擲」の場合である。具体的には、朝鮮半島で戦争が勃発して米軍の進攻を招き、政権の生き残りの可能性がなくなったと判断した場合、北朝鮮が残存した核ミサイルを使用することも考えられるが、こうした「死にゆく者の最後の一擲」は、米国の核戦力は勿論、仮に日本が核戦力を保有していたとしても、抑止できるものではない。また、北朝鮮の為政者が特異で非合理的な思想・考え方を持っているために米国の核抑止力が効かないと言うのであれば、日本の核兵器も同様に抑止力とはなり得ない。

次に、日本が米国の核の傘を信頼していないとの前提であるが、40年近くに亘ってソ連の核脅威に対抗してきた日米安保体制に鑑みれば、ここにきて急激に日本国民が米国の核コミットメントに不信感を抱くといった見方は、これもまた非現実的である。抑止論に立てば、逆に冷戦時代のソ連を対象とした米国の核の傘への不信感を募らせる可能性の方が高かった。なぜなら、冷戦時代のソ連は、今日の北朝鮮と異なり、報復核攻撃で米国を壊滅させるに足る核戦力（第二撃力）を保持していたからである。それでも、冷戦時代、米国の核の傘は機能した。それは、守られる側である日本が米

国の核の傘に不安感を持っていたのと同様、ソ連の為政者もまた米国が対日核コミットメントを履行しないと断定し切れなかったからである。換言すれば、ソ連の為政者は、米国との核の投げ合いが自国の壊滅へとエスカレートする危険があることを承知していたために、米国による核報復の可能性を完全に否定できない限り、対日核攻撃を思いとどまらざるを得なかったのである。そして現在においても、日本に対する核攻撃が米国による核報復を招く可能性は消えていないのである。

このように、米国の核の傘の下にある限り、日本が敢えて核武装を選択する合理的理由は見当たらないが、日米安保体制が何らかの理由で有名無実化した場合には、日本の核武装の可否を問われる事態も排除されない。それでは、こうした事態において日本が核武装に走ることに成算はあるのだろうか。

日本の核兵器開発は、それが北朝鮮の核兵器を抑止するといった限定的な目的で着手されても、歴史的経緯から、中国およびロシアに対し核戦力増強のインセンティブを与え、より明確な形で日本を対象とした核抑止戦略をとることを促す危険が高い。つまり、日本が北朝鮮を念頭に置いて核武装を決断しても、究極的には中国やロシアと核抑止関係に入ることを前提とする戦略核戦力の整備を余儀なくされるのである。

通常、戦略核戦力は、地上発射の大陸間弾道ミサイル（ICBM）、原子力潜水艦をプラットフォームとする潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）、それに長距離爆撃機などを運搬手段とする核戦力に三分されるが、日本が置かれた地勢的条件下でこれら三種類の運搬手段を比較検討するならば、残存性を期待できるのは弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN）/SLBM 戦力のみと言ってよい。ICBMの残存性を確保するためには、配備方式を移動式にせざるを得ないが、日本本土は言うにおよばず、周辺の島々を見回しても、移動式ICBMを展開できるほどの面積を持った島嶼は見あたらない。同様に、重爆撃機戦力についても、その残存性を確保することはやはり難しい。日本列島は、南北に細長く、しかも中国やロシアに近接しているため、防御の縦深性に欠けている。そのため、爆撃機の残存性を確保しようとするれば、一部の爆撃機を常時空中待機させるなど、コストのかかる配備方式をとらざるを得ない。

このように、唯一非脆弱な戦略核戦力として日本が期待できるのは、SSBN/SLBM 戦力であるが、その報復能力が「対都市報復能力」のみで終わる場合、抑止力には不安が残る。中露の都市に対して核報復の威嚇をかけても、両国が人口の集中している日本の都市群に対し再報復の威嚇をかけてきた場合、心理的にこれに耐えることができるか疑問が残るからである。説得力のある抑止力を備えるためには、対都市報復能力に加え、報復攻撃で相手の抗堪化された戦略核戦力を攻撃し、破壊できる「硬化目標即時破壊能力」をSLBMに付与しなければならない。この能力を確保しておけば、核エスカレーションの脅しに対する信憑性が高まり、それだけ抑止力も強化されるからである。

ところが、SLBM に硬化目標即時破壊能力を付与することは容易ではない。今日、SLBM にこのような能力を付与しているのは、トライデント D-5 を保有する米国のみであるが、高度な軍事技術を誇る米国でさえ、これには 30 年近くの年月を費やしている。また、硬化目標即時破壊能力の開発と並行して、核弾頭を攻撃目標に運ぶ「再突入体」の複数個別誘導（MIRV）化を達成しなければならないが、MIRV 化を達成するには、ミサイルの飛翔実験を繰り返さなくてはならず、さらに年月を要しよう。SLBM の MIRV 化は必須条件ではないとの見解もあるが、MIRV 化を断念すれば、極めて多くの SSBN を配備しなければならず、財政上、単弾頭 SLBM で戦略的に意味のある戦力を構築しようとすることは現実的ではない。

以上、抑止力の視点から日本の核武装の成否を検討したが、政治的側面ではそれ以上の課題が待ち受けている。そのうち最も懸念されるのは、周辺国の反応である。日本の核兵器開発は、その意図がいかに防御的なものであれ、初期の段階から中国、ロシア、それに韓国（あるいは統一朝鮮）の警戒心と対抗策を呼び起こす危険が高い。その結果、日本が必要とする SLBM / SSBN 戦力を構築する以前の段階で、日本の安全が極度に脅かされる事態も想定されよう。核兵器はその能力や残存性如何で核保有国間の戦争を防止する力を有しているが、日本の場合、戦略的に意味のある核戦力を構築するまでの過渡期に深刻な脅威にさらされることが想定されるのである。

また、日本の核武装が米国の国益に資するような国際情勢を想定し難いことから、日本の核兵器開発が米国の反発、対抗手段を招く危険があることも忘れてはならない。NPT 体制の堅持・強化を中心とする核拡散防止が米国の重要な政策目標の 1 つであることもさることながら、日本が米国の核攻撃を受けた国であることや、日本の核武装が前述のようにいずれ本格的な戦略核戦力の整備に向かわざるを得ないことなどを考慮すれば、米国が日本の核武装を容認するとは考えにくいのである。

また、日本は、米、英、仏、加、豪州、中国の 6 カ国と協定を結び、天然ウランや濃縮ウランを輸入しているが、これらの協定では、輸入した核関連物資の使用を平和（民生）目的に限定されている。したがって、日本が協定に違反した場合、禁輸措置に直面することは明らかである。日本の総発電量の約 30% が原子力発電に依存していることを考慮すれば、こうした禁輸措置は、高速増殖炉を実用化し、核燃料サイクルを確立しない限り、日本経済に深刻な悪影響を及ぼすことが必定である。

独自の核武装で核の脅威に対処する選択肢の成算が小さいとすれば、日本にはいかなる選択肢が残されているのだろうか。日本がとり得る選択肢の 1 つは、日米安保体制を維持する傍ら、核保有国が非核保有国に対し恣意的に核威嚇や核攻撃を加えることのできないレジームを創り上げることである。こうした努力は、今日の NPT 体制が核保有国と非核保有国の併存を許しながら、核脅威に対する非核保有国の安全保障に十分な手当をしていない状況を改善するといった意味でも、他の非核保有国からの支

持も取り付けやすいと考えられる。

具体的な施策としては、NPT 上の非核保有国が他の核保有国と連携して自国あるいは同盟国に武力攻撃をしないことを条件に、NPT 上の核保有国が非核保有国に核威嚇や核攻撃を加えないことを約束する「消極的安全保障」の制度化、並びに、非核保有国が核威嚇を受けた場合、国連安保理事会やその他の国際機関が、対抗措置や救済措置を講じるという「積極的安全保障」の強化を同時に進めてゆくことである。

消極的安全保障について見ると、米英仏中露の NPT 上の核保有国は、消極的安全保障宣言を繰り返し出してきているが、いずれも政治宣言の域を出ていない。5 核保有国の消極的安全保障を強化するためには、宣言に法的拘束力を持たせるべく条約化を図らねばならない。実際、ラテンアメリカ核兵器禁止条約など非核地帯条約に加盟している非核保有国に対しては法的拘束力を伴った消極的安全保障を付与しているのである。幸い、1995 年 4 月 5 ~ 6 日に出された 5 核保有国の消極的安全保障宣言に見られるように、中国を除く 4 核保有国の宣言は、次第に似通った文言になってきている。消極的安全保障のグローバル化、制度化のチャンスが高まっており、この機会を捉えなければならない。

ただし、注意すべきは、インド、パキスタン、イスラエルなど NPT の枠外で核を保有している核保有国に消極的安全保障を約束させるわけにはゆかない点である。なぜなら、インド、パキスタン、イスラエルに法的拘束力を伴った消極的安全保障を約束させることは、NPT の枠外での核保有を法的に認知することになるからである。この欠陥を埋め合わせる施策が、国連安保理を通じて対抗措置や救済措置をとるといった積極的安全保障の考え方である。積極的安全保障は、NPT 上の核保有国でもある安保理常任理事国が加害国となった場合には、拒否権が障害となって機能しない公算が高いが、加害国が安保理常任理事国以外の核保有国の場合には、対抗措置を採ることが可能だからである。ちなみに、NPT 上の 5 核保有国は、NPT 再検討・延長会議の直前の 1995 年 4 月 11 日、「安保理決議 984 (非核兵器国の安全保障に関する決議)」の形で積極的安全保障を宣言している。このように、消極的安全保障レジームと国連安保理に基づく積極的安全保障は、相互補完的に機能して、日本など非核保有国の核脅威に対する不安を和らげることにつながるのである。

ただし、積極的安全保障に関しては、国連安保理の決議のみで、インド、パキスタン、イスラエルの核使用に対し、国連安保理が常に対抗措置や救済措置をとるとまでは断言できない。安保理常任理事国による拒否権の発動の可能性が残っているからである。こうした障害を乗り越えるためには、事前に、核使用に対し何らかの法的規制を加えておかねばならない。その方策を探る糸口が 1996 年 7 月に出された国際司法裁判所の勧告的意見である。その勧告的意見の中で国際司法裁判所は、「国家の存亡がかかる究極的な状況における核使用を除き、核兵器の使用や威嚇は、一般的に国際人

道法を含めた国際法に違反する」との判断を示したのである。この判断を法制化できれば、核使用や核使用の威嚇をめぐって政治的に拒否権を発動することを防ぐことができよう。日本を含めた非核保有国がこうした目標に向けて英知を絞ることが期待される。

(2003年9月改版)